

揖斐本巣ボーイズ規約

第1章 総則

第1条【名称】

クラブの名称は、揖斐本巣ボーイズとする。

第2条【事務局】

事務局を、岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬878番地 国枝義孝宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条【目的】

硬式野球を愛好する少年に、正しい野球のありかたを指導し、野球を通じて、心身の鍛錬とスポーツマンシップの理解に努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次世代を担う少年の健全育成を図ることを目的とする。

第4条【事業】

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- クラブの運営及びその維持改善に関すること。
- クラブの練習及び対外試合の参加に関すること。
- その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

第3章 組織

第5条【組織】

このクラブの組織は、中学生が所属し、育成者及び指導者で構成する。

第6条【入会資格】

このクラブにクラブ員として入会を希望する者は、クラブの趣旨を理解し、所定の入団申込書及び保護者の誓約書を提出すること。

第7条【用具】

野球用具は、すべて連盟指定のメーカーのものを使用しなければならない。

第8条【脱会】

このクラブからクラブ員として脱会を希望する者は、理由書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

前号以外で、クラブに在籍することが不相当と認められた者は、本人の意志に反しても役員会の決議で、除名・脱会させられることがある。

第9条【チームの構成】

チームには、連盟の規定により、代表・監督・コーチ・選手・クラブの認めた必要な係員をもって構成する。

第4章 練習

第10条

練習は、原則として土曜・日曜・祝祭日とする。(春・夏・冬休みは、別途計画する。)

第11条

クラブ員は、代表・監督・コーチ・係員等の指示に従うこと。

第5章 事故防止

第12条

練習・試合・遠征中における事故が生じた場合は、クラブとして応急処置を講ずるほかは、一切責任を負わない。

第13条

クラブは、スポーツ団体傷害保険に加入する。

第14条

指導者及びクラブ員は、スポーツ団体傷害保険に加入する。

第15条

事故の補償については、スポーツ団体傷害保険によるものとする。

車両事故については、自動車に関する保険によるものとする。

第16条

指導者及びクラブ員が一体となり、十分注意を払い事故防止の徹底を期すること。

第6章 入退部

第17条

入会金未納の者は、正式入部と認めない。

第18条

中途退部したものは、特に理由がない限り再入部は認めない。

第19条

次の事項に該当したときは、役員会の決議を経て退部させられることがある。(規則第8条第2項に該当する場合。)

- ・当クラブの体面を傷つけ、または趣旨に反する行為があったとき。
- ・正当な理由が無く、無断で引き続き2週間以上練習に参加しなかったとき。
- ・2ヶ月以上クラブ費を納入しなかったとき。

第20条

休部は認めない。(ただし、特別な事情がある場合は除く。)

休部を認めるかどうかは、代表権限とする。(第25条(注4)参照)

第7章 会計

第21条

当クラブにクラブ員として入会を許可された者は、入会金・クラブ費を納入しなければならない。

第22条

クラブの会計年度は、毎年9月1日より始まり翌年8月31日に終わる。

ただし、連盟会計報告は1月1日から12月31日とする。

第8章 運営費

第23条

クラブの運営費は、入会金・クラブ費・寄付金をもって充てる。

第24条

中学3年生の団費は、11月分まで納入すること。

第25条

クラブの入会金・クラブ費の変更は、指導者と役員会の同意にて決定する。

【現行】	入会金	20,000円(注1・注2)
	団費(月額)	10,000円(注3・注4)
	父母会費(月額)	2,000円(注4)
	学年費(月額)	3,000円(※各学年で取り決め)(注4)

(注1) 12月末日までに入団申込書を提出していただいた場合、入会金5,000円割引。

(注2) 入会金は1世帯1回の納入でよい。

(注3) 団費については、兄弟が同時に在籍する期間は、下の子は半額とする。

(注4) 休部を認められた場合でも、休部期間中の団費・父母会費・学年費は納めるものとする。

第9章 慶弔費

第26条

(1) 役員本人・選手

- ・入院 5,000円(ただし、3日以上入院とする)
- ・死亡 10,000円

(2) 選手の父母

- ・死亡 5,000円

(3) その他

- ・他チーム代表・支部役員など、必要と考察されれば役員で協議して決める。

第10章 その他

第27条

役員構成及び保護者の活動の外、この規約に定めのない事項は「揖斐本巣ボーイズ細則」による。また、総会の承認を要するものではないと判断されるときは、その都度役員協議で決定する。

附則

この規約は2023年12月1日から施行する。

揖斐本巣ボーイズ細則

第1章 指導者

第1条

日本少年硬式野球連盟では、代表はチームの最高責任者であり、監督は現場の最高責任者である。

第2条

代表は、監督・コーチ・その他チームに必要な係員等の人選を行い、役員会の承認を受け、チームの編成・その他クラブ活動についての一切の権限を有する。

第3条

監督は、コーチを指揮し選手に関する一切の権限を有する。また選手に正しい野球のありかたを指導し、野球を通じての心身の鍛練とスポーツマンシップの理解に努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次世代を担う少年の健全育成を図るよう指導する。

第4条

コーチ・その他係員は、絶えず監督を補佐し、計画の円滑を図り誠意を持って協力する。

第2章 選手

第5条

クラブ員（選手）は日本少年野球連盟に登録する。

第6条

クラブ員の信条は、団結・友愛・規律・勇気・忍耐・真剣味を旨とし、次の事項に徹すること。

- ・練習・試合には全力を尽くし、正々堂々とプレーすること。
- ・監督には従い、上級生を尊敬し下級生に対しては親切であり、すべての人と仲良くすること。
- ・一生懸命勉強に励み、特に健康に留意すること。

第7条

クラブ員は、クラブの行事を欠席する場合は、急を要する事以外は、必ず事前に監督に届け出ること。

第8条

高校進学については、高校側から勧誘を受けた場合には、必ず学級担任の先生を通じて学年主任の先生に相談すること。

第9条

監督は、現場の最高責任者として指揮を執り、且つ役員を兼ねることができる。

第10条【OB会】

当クラブの卒団者は、自動的にOB会員となる。

会員は、クラブ員の指導に協力する。

第3章 役員

第11条【役員】

当クラブの役員は、下記の通りとし、年度ごとに別紙に定める。

- ・会長（代表経験者） 1名
- ・代表 1名
- ・副代表 若干名
- ・監督 1名
- ・コーチ 若干名
- ・保護者代表 1名
- ・事務局 1名
- ・会計（保護者） 1名
- ・監査 若干名
- ・顧問 若干名
- ・その他必要と思われる担当役員
- ・代表、副代表、監督、コーチは連盟に登録あるものとする。

第12条【役員の任務】

- ・会長は、代表と緊密に打ち合わせしチームを発展向上させ、代表はクラブ全般を統括する。
- ・副代表は、代表を補佐し、代表に事故があった時はこの職務を代行する。
- ・保護者代表は、保護者会の代表として、保護者活動を統括するとともに保護者との意思疎通を図り健全なチーム運営を支える。
- ・事務局は、連盟は連盟、他チーム及び他団体との連絡、大会参加等の手続きスケジュール調整等、チーム活動が円滑に運営される業務を行う。
- ・会計は、帳簿・金銭出納管理並びに財務に関する一切の業務を行う。
- ・会計監査は、会計関係書類を監査する。

第13条【役員の選出、任期】

役員会により選出し、総会において承認を得る。

任期は1年（毎年4月1日より翌年3月31日まで）とする。ただし再任を妨げない。

第4章 保護者の活動

第14条

保護者は、団員の健全な育成のために保護者会を構成し、第 12 条の活動を支援するため、

次の各号に掲げる活動を行う。

- 活動場所の管理支援
- 活動時の管理支援
- 練習、練習試合、大会運営支援
- 交通支援
- 親睦事業
- その他、第 12 条の活動を円滑に進めるために必要な活動

第 5 章 会議

第 15 条【総会】

総会は年 1 回以上開催するものとする。

第 16 条

総会は代表が招集し、その議長となる。

第 17 条

総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第 18 条

代表は、必要に応じて役員会を開かなければならない。

附則

この細則は 2023 年 12 月 1 日から施行する。

《 選手の心得 》

礼儀作法を大切に。スポーツマンとしてのマナーを身につける。

- ・挨拶は、帽子を取り正しく礼をする。
- ・名前を呼ばれたら、大きな声で「ハイ」と返事をする。
- ・言葉使いは、はっきりとし、聞かれた事には元気よく答える。
- ・「お願いします」「ありがとうございました」を忘れずに。
- ・グラウンドを出入りする時には、必ず帽子を取り一礼する。
- ・指導者・先輩だけでなく、グラウンドに来られた方には大きな声で挨拶する。
- ・他球場でも、誰に対しても大きな声で挨拶する。
- ・ダラダラとした行動は憤み、次にすべき事を考えながら行動する。
- ・野球道具を大切にし、すすんで整理整頓をする。

【父母会】クラブ員のすべての父母によって、父母会を構成する。

- に
- ・父母会費として、月額2,000円（必要に応じて変額あり）を徴収し、必要経費あてる。
 - ・父母会員は、当クラブの組織の一員であるという認識のもと、揖斐本巣ボーイズの規約・細則に則って行動する。
 - ・父母会内に、審判部・婦人部を設ける。
 - ・父母会として、お茶当番・グラウンド当番を決め、当番表に従って活動する。

《 親の心得 》

親は当クラブの支援者である、代表・監督・コーチの運営・指導方針が第一であり、それに従い、当クラブの円滑な活動を支援する。

- ・指導者や子供達が、より練習しやすい環境になるよう、絶えず心配りをする。
- ・グラウンド内での父兄による個人指導は一切禁じるが、代表・監督・コーチの要請があれば協力を惜しまない。
- ・子供のスポーツへの参加を一緒になって喜び楽しみ、興味や関心を持つ。
- ・親同士のコミュニケーションを図り、相互の人格を尊重する。

- 子供に対して期待をかけすぎたり、過度にプレーに干渉することは避ける。
- 子供達の健全育成に心掛ける。